

主な必要経費の一覧表(所得税)

福岡税務相談所

経費科目	経費となるもの(家事費を除く)	経費とならないもの	家事費が含まれているもの
公租公課	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業税、消費税、固定資産税、自動車税、不動産取得税、登録免許税、印紙税など ○ 商工会議所、協同組合、同業組合、商店街などの会費・組合費など 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 所得税、相続税、住民税、国税の延滞税・加算税、地方税の延滞金・加算金、罰金、科料、過料など 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 固定資産税、不動産所得税、登録免許税
荷造運賃	<ul style="list-style-type: none"> ○ 販売商品の荷造りに要した包装材料費、荷造人夫賃、鉄道、船、自動車、航空機等の運賃など 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 営業上に関係のない運賃など 	
水道光熱費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 水道代、電気代、ガス代、灯油代など 		<ul style="list-style-type: none"> ○ 水道代、電気代、ガス代、灯油代など
旅費交通費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 販売や集金など営業上を要した汽車賃、バス代、タクシー代、宿泊代など 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 営業上に関係のない運賃、宿泊代など 	
通信費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 電話代、切手代、インターネット関係、携帯電話代など 		<ul style="list-style-type: none"> ○ 電話代、切手代など
広告宣伝費	<ul style="list-style-type: none"> ○ テレビ、ラジオ、新聞、雑誌などの広告掲載費用、チラシ、ピラ、福引券、サービス券の印刷費用、店名入りのマッチ、タオルなどの購入費 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新しく開業した場合の特別大売出しの費用や支店新設のための特別の広告宣伝費は、本年分の期間相当分を除いた残額は繰延資産となります 	
接待交際費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 営業上に必要なため得意先を招待した場合の観劇代や飲食代、来客用の茶菓子代などの接待費用や得意先に対する中元、歳暮、慶弔などに要する費用 (支払相手先を明記する必要あり) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 営業上関係のないもの(町内会費など) ○ 親族、友人などの接待費や交際費 	
損害保険料	<ul style="list-style-type: none"> ○ 商品などのたな卸資産、事業用減価償却資産に対する火災保険料や車輛保険料などの損害保険料 (満期返戻金等のあるものは除く) (長期前払保険料は繰延資産としその年数を割って経費とする。) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交通傷害保険料、生命保険料、所得保障保険料 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅兼店舗などの火災保険料
修繕費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業用の建物、機械器具、什器備品、車輛、漁具、農具、工具などの減価償却資産の修繕に要した次のような費用 (現状回復に要した費用) ○ 壁の塗替、床の取替、畳、障子、襖の張替、ベルト、タイヤの取替など 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現状よりも価値や耐用年数が増加すると認められる資本的支出 貸家業で預かった敷金から支払った修繕費 	
消耗品費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 荷造用以外の包装紙、ヒモ、テープなどの包装材料の費用 ○ 文房具などの事務用品、自動車用のガソリンなどの費用 ○ 工具、器具、備品などで使用可能期間が1年未満のもの ○ 工具、備品などで取得価格が10万円未満のもの 	<ul style="list-style-type: none"> ○ まだ使用していない貯蔵中のもの 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自動車のガソリン代など
福利厚生費 (法定福利費)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 従業員のレクリエーション、保健衛生、修養などに要した費用 ○ 事業主が負担すべき健康保険、労災保険、厚生年金保険、雇用保険などの保険料 ○ 事業主が店員など従業員に対して負担した中小企業退職金共済事業団や特別退職金共済団体、特定業種退職金共済組合が行う退職金共済制度に基づく掛金 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 従業員に対する継続的な昼・夜食事代など(現物給与に該当) 	
給料賃金	<ul style="list-style-type: none"> ○ 従業員に対して支払う給料、賞与、手当など 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 家事使用人に対する給料など 	
利子割引料	<ul style="list-style-type: none"> ○ 営業用の資金や事業用の建物などの減価償却資産、土地、または建築、改築などのための借入金に対する支払利子、受取手形の割引料、月賦など分割で買入れた資産に対する支払利子(この場合は、購入した資産などの代金と支払利子とははっきり区分できているものに限る) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 支払った利子割引料の計算期間が翌年以降におよぶ場合にはその翌年分以降に該当する利子割引料 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅兼店舗などの場合の住宅分の新築・改築などに要した借入金の利子
地代家賃	<ul style="list-style-type: none"> ○ 店舗、月極駐車場、倉庫などの営業用の土地、建物の賃借料 (時間貸駐車場は旅費交通費) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 支払った賃借料の計算期間が翌年以降におよぶ場合には、その翌年分以降に該当する賃借料 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅兼店舗などの場合の住宅分の賃借料
減価償却費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業用の建物、機械器具、什器備品、車輛などの減価償却資産の減価償却費 		
貸倒金	<ul style="list-style-type: none"> ○ 売掛金、受取手形、貸付金、前渡金などが取引先の倒産などにより、回収不能になったもの 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 営業上に関係のない貸付金など 	
専従者給与	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「青色専従者給与に関する届出書」に記載した金額の範囲内で支給した金額 		
外注工賃	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原材料などのいわゆる現物を支給して加工などをさせるために要する加工賃など 		
支払手数料	<ul style="list-style-type: none"> ○ 商品などを販売するために支出した販売手数料や支払いリベートなど 		
雑費	<ul style="list-style-type: none"> ○ いままで述べてきた経費科目に当てはまらない経費 税務相談所会費、借入保証料(但し返済期間分を割った金額)、マット、モップ、掃除用具、洗剤、トイレトーパー、お茶、銀行振込料、有線放送代など 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 営業上に関係のないもの 	
車輛関係費	<ul style="list-style-type: none"> ○ ガソリン代、修繕費、自動車税等、自動車保険、駐車料、車検の費用、車庫料などの自動車に関する費用の全て 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 営業上に関係のないもの 	

以上が通常使用されている科目分類です。

以下は、業種業態などによって上記の分類の中から特にとり出して分類し利用されているものです。

衛生費	料理飲食業、理容、美容業など環境衛生上の費用が多額の場合
サービス費	旅館、飲食店、理容、美容などで接客のため、生花、新聞、雑誌などの支出が多額の場合
研究費	医師、弁護士、理容業など技術研修会費、本代、旅費、その他研究費
包装費	包装紙、紙袋、ヒモ、輪ゴム、セロテープなど商品、製品の包装に要する費用が多額にかかる場合、消耗品費と区別してこの科目を利用
リース料	機械、装置、車輛等の契約による賃借料